

かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を求める 意見書

本市では、長年にわたり川崎市救急医療情報センターが地域の救急医療を支えてきたが、神奈川県がかながわ救急相談センターの運用を令和6年11月に開始して以降、川崎市救急医療情報センターの役割や機能について整理している。

このような中、かながわ救急相談センターが行っている救急医療相談や医療機関案内について、市民や医療関係者から「詳細な情報提供や適切な助言が十分にされていない」との意見や指摘が寄せられており、特に人口規模が大きく救急搬送件数も多い本市では、この相談体制の不備が一刻を争う救命にも影響を与えかねず、市民は不安を感じている。

かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を図ることは、県民の命と健康を守るために不可欠であるとともに、県民の安心感につながるものである。

よって、県におかれては、かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 看護師や救急救命士等の専門職を充分配置し人的体制を強化するとともに、県独自に研修プログラムを実施するなど継続的に救急医療に精通した専門人材を育成すること。
- 2 相談体制の質を維持向上させるため、国の交付金や補助金の活用に加えて、県独自に予算措置を講じるなど長期的な財政計画を策定し、財源の安定的確保を図ること。
- 3 本市のような都市部への人口集中、高齢化、夜間及び休日の救急需要を十分考慮するとともに、高齢者支援や多言語対応といった市民ニーズに即した相談体制を整備するなど地域特性を踏まえた運用を行うこと。
- 4 医療機関案内について、電話相談に加えて、A I（人工知能）やデータベースを積極的に活用してリアルタイム情報提供体制を構築し、アプリやチャットボット等の多様な相談手段を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月10日

議会議長名

神奈川県知事 宛て